○中部地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
静岡県駿東郡長泉町南一色字石行塚三四番二から同町南一色字大平二一番一まで	二八・九二～四四・二七メートル	三〇・九二～六四・七八メートル	後	一〇・一〇五キロメートル	一〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　路線名　二百四十六号

(二)　供用開始の区間　静岡県駿東郡長泉町南一色字石行塚三四番二から同町南一色字大平二一番一まで

(三)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　五十五号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県海部郡美波町北河内字大戸七七九番四地先から同町北河内字大戸七七九番四地先まで	前	二九・五一～三五・八七メートル	〇〇・〇二八キロメートル
	後	二九・五一～六七・八四メートル	〇〇・〇二八キロメートル

(三)　供用開始の期日　平成二十一年七月二十四日

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　十一号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西条市丹原町寺尾甲一四四番一から同市丹原町寺尾甲二三三番一地先まで	前	一〇・九九～二九・二六メートル	〇〇・二五九キロメートル
	後	一〇・九九～二八・九二メートル	〇〇・二五九キロメートル

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　十一号

(二)　供用開始の区間　西条市丹原町寺尾甲二三三番一から同市丹原町寺尾甲二三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十四日

人事異動

内閣

坂庭　正将　山口　敦士

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（各通）（七月十六日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　河村　建夫

外務大臣中曽根弘文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

参議院議員　南野知恵子

女子差別撤廃条約第六回政府報告審査に対する日本政府代表を命ずる

期間は平成二十一年八月六日までとする

特命全権大使　小島　誠二

願に依り本官を免ずる

中野　智明

簡易裁判所判事に任命する（以上七月二十一日）

内閣府

国家公安委員会委員長　林　幹雄

内閣府特命担当大臣

内閣府特命担当大臣　林　芳正

公害対策会議委員に任命する（各通）（七月十五日）

宮内庁次長　風岡　典之

宮内庁長官羽毛田信吾帰朝につき宮内庁長官事務代理を免ずる（七月十七日）

石川　准　石野富志三郎　今野浩一郎

岩城　節子　川本　裕康　川﨑　洋子

京極　高宣　清原　慶子　小金澤正治

笹川　吉彦　佐藤　進　潮谷　義子

篠原　淳子　副島　宏克　高山　恵子

竹中　ナミ　舘森　久秋　田山　輝明

妻屋　明　成田真由美　野村　歡

樋口　輝彦　福島　智　藤井　克徳

松尾　武昌　水越さくえ　宮﨑　英憲

村田　幸子　山本　征雄　米田　幸司

中央障害者施策推進協議会委員に任命する（各通）（七月二十日）

国家公安委員会

（広島県警察本部警務部長）警視長　鶴見　雅男

宮崎県警察本部長を命ずる（七月十七日）

警察庁

（中国管区警察学校長）警視長　宮崎　久夫

警視監に任命する

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）警視監　宮崎　久夫

辞職を承認する

（警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当））警視長　橋本　晃

国土交通省に出向させる

（国土交通省道路局道路交通管理課長）国土交通事務官　井上　剛志

警視長に任命する

警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）を命ずる

（東京地方検察庁兼警察庁犯罪鑑識官）検事兼警察庁事務官　田辺　泰弘

警察庁事務官の兼任を免ずる

（宮崎県警察本部長）警視長　相浦　勇二

警察庁刑事局犯罪鑑識官を命ずる

（埼玉県警察本部警備部長）警視正　佐藤　和博

中国管区警察学校長を命ずる（以上七月十七日）

金融庁

（検査局総務課統括検査官（第二部門））内閣府事務官　大平　博一

検査局総務課統合的リスク管理・市場リスク検査室長を命ずる

（検査局総務課長兼検査局総務課統合的リスク管理・市場リスク検査室長兼務を免ずる

（検査局総務課特別検査官（第一部門））同　加藤　博紀

検査局総務課統括検査官（第一部門）を命ずる

（検査局総務課統括検査官（第四部門））同　大平　正夫

検査局総務課統括検査官（第二部門）を命ずる

（検査局総務課統括検査官（第七部門））同　鷲見　周久

検査局総務課統括検査官（第三部門）を命ずる

（検査局総務課特別検査官（第二十部門））同　小林謙太郎

検査局総務課統括検査官（第四部門）を命ずる　草𥔎　正美